

半田市立半田病院 新病院 患者利便施設等運営事業  
(売店、付帯施設、入院セット、自動販売機)に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、半田市立半田病院(以下「当院」という。)が、令和7年度に開院予定の新病院(以下「新病院」という。)における患者利便施設等運営事業(売店、付帯施設、入院セット、自動販売機)(以下「新病院患者利便施設等運営事業」という。)の事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業名、事業場所及び事業内容等

(1) 事業名

半田市立半田病院 新病院 患者利便施設等運営事業

(2) 事業場所

半田市立半田病院 新病院 (愛知県半田市横山町地内)

(3) 事業の内容

半田市立半田病院 新病院 患者利便施設等運営事業仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 新病院について

概要

規模	延床面積：約44,922.42㎡
病床数	総病床数：416床
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造
階数	地下1階、地上5階

工事スケジュール(予定)

建設期間	令和6年10月31日まで
竣工・引渡し	令和6年10月31日
移転準備期間	引渡日から5か月程度

(5) 現病院について

入院患者数	371人(令和4年度1日平均)
外来患者数	825人(令和4年度1日平均)
職員数 (令和5年6月1日現在)	正規職員、非正規職員、委託職員 約1,250人

(6) 貸付許可期間(予定)

令和7年4月1日(予定)から令和14年3月31日まで

新病院開院までの準備期間は、工期スケジュールに合わせて、事業者が必要な期間を設定し、発注者と協議すること。

3 参加資格要件

(1) 売店を運営できる法人又は個人、又は複数の事業者で構成される事業者連合体、又はフラン

チャイズ方式のいずれかの形態とする。(事業者連合体で応募の場合、代表事業者を定めること。)

ア 事業者連合体の代表事業者、構成事業者、及び単独で応募する事業者は、他の連合体の代表事業者及び構成事業者として応募することはできない。

イ 同一のフランチャイズによる複数の参加は不可とする。

(2) 運營業務にあたり、食品衛生法、医療機器販売等に関する関係法令等の規定に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、営業開始までに確実に取得できる者であること。

※ 事業者連合体で応募の場合は、構成事業者のうち1人以上が満たしていること。

フランチャイズ方式で応募の場合は、運営する者が満たしていること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(4) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。

(5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 県内において、過去3年間において食品衛生法に違反したとして行政処分を受けた者でないこと。

(9) 代表事業者及び構成事業者は、それぞれの業務において、公告日より過去5年間における300床以上の病院で事業を履行した実績を有すること。(ただし、1年以上事業契約履行実績があること。)

#### 4 仕様書等の交付方法に関する事項

##### (1) 交付資料

ア 実施要領(本資料)

イ 別表「提案項目・内容、評価点」

ウ 別表「使用料 配点計算の流れ」

エ 仕様書

オ 仕様書別紙「参考図\_売店」

カ 仕様書別紙「参考図\_付帯施設」

キ 仕様書別紙「貸与対象エリア参考図」

ク 工事区分表

ケ 様式(様式集)

(ア) 仕様書等交付依頼書(様式1)

(イ) プロポーザル参加表明書(様式2)

(ウ) 宣誓書(様式3)

(エ) 企業概要、事業実績書(様式4)

(オ) 質問書(様式5)

(カ) 提案書等提出書類（様式6）

(キ) 提案書（様式自由）

(2) 交付方法

4（1）ア及び4（1）ケ（ア）から（カ）については、病院ホームページからダウンロードすること。

4（1）イからクについては、4（1）ケ（ア）仕様書等交付依頼書（様式1）の事務局への提出と引き換えに、代表事業者へ1部のみ交付する。なお、遠方等の理由により、持参による提出が困難な場合は別途相談に応じる。

(3) 仕様書等交付依頼書（様式1）提出日時

令和5年10月20日（金）10時から16時（12時から13時を除く）

5 プロポーザル参加表明書の提出手続き等に関する事項

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式2）（代表事業者のみ）

イ 宣誓書（様式3）（代表事業者のみ）

ウ 会社概要、事業実績書（様式4）

代表事業者と構成事業者とで参加する場合は、事業者毎に記載し提出すること。

事業実績について、事業実績を証明する書類（契約書のコピー等）を事業項目毎に添付すること。なお複数件ある場合は、任意の1件の書類添付のみでよい。

(2) 提出日時

令和5年11月10日（金）10時から16時（12時から13時を除く）

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参

(5) 提出場所

事務局

(6) プロポーザル参加の可否

受付後、参加の可否を判断し、11月17日（金）までにメールで連絡する。

(7) その他

プロポーザル参加表明書（様式2）の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

6 提案書の提出手続き等

病院の患者向けサービスや利便性の向上、職員への福利厚生への向上を目的とし、仕様書の想定以上の提案も積極的に行うこと。

(1) 提出書類

次のア、イの順に並べて、ホチキス左綴じ止めで提出すること。

また、提案書等提出書類（様式6）を1ページ目とし、各ページに通し番号を振ること。

ア 提案書等提出書類（表紙）（様式6）

イ 提案書（提案①～⑦）（様式自由）

（2）提出日時

令和5年11月22日（水）10時から16時（12時から13時を除く）

提出にあたっては、事前に事務局へ連絡の上、来院すること。

（3）提出部数

正本 1部、副本 15部

（4）提出方法

持参

（5）提出場所

事務局

（6）提案書の内容

別表の提案内容を参照すること。

（7）留意事項

ア 用紙の規格はA3判又はA4判、片面印刷で作成すること。A3判を使用する場合には、A4判2枚として換算すること。

イ 項目毎の枚数を厳守し、具体的かつ簡潔に作成すること。

ウ 仕様書を参照し、事業目的達成のために必要な事項を記載すること。

エ 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。

## 7 質疑の提出手続き等

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

（1）提出書類

質問書（様式5）

（2）提出期限

令和5年10月27日（金）17時

（3）提出方法

電子メールで提出すること。

電子メール送付の際は、件名を「新病院患者利便施設運営事業に係るプロポーザルに関する質問について（事業者名）」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため、送付後電話で送付の旨を連絡すること。

（4）質問への回答

令和5年11月1日（水）17時までに、当院ホームページ上で回答を公表する。

なお、質問の回答は、実施要領又は仕様書の追加・修正とみなす。

## 8 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

（1）実施日

令和5年11月30日（木）

実施場所等、詳細については、後日通知する。

## (2) 注意事項

- ア 参加意思表明書受付順に実施する。
- イ 当日の資料配布は認めない。
- ウ 提案書の内容、別表の順序に沿ったプレゼンテーションを実施すること。
- エ 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該事業責任者が出席することとする。なお、会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて4人以内とする。
- オ 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は20分間、ヒアリングに10分間を割り当て、合計30分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは発注者が用意するものを使用すること。
- カ ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

## 9 審査方法、評価項目等

公募により事業に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査したうえで、患者利便施設運営事業者選定会議（以下「選定会議」という。）によって、優先交渉権者、次点者を選定する。

(1) 次に定める者のうち、最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。

- ア 参加資格を有する者
- イ 評価点から価格点を除いた合計点の6割以上を獲得している者

(2) 最高得点者が2者以上あるときは、発注者への使用料還元率が高い者を優先交渉権者とする。

(3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。

(4) 評価点及び価格点は別表のとおりとする。

## 10 審査結果（評価結果が同点となった場合の措置）

### (1) 審査結果の通知

最終選定結果は令和5年12月5日（火）（予定）までに発注者ホームページ上に公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

### (2) 優先交渉権者との交渉

審査により選定した優先交渉権者と提案内容及び発注者の意向について協議調整を行い、決定に至れば受注者として決定する。

ただし、その者が交渉時まで前記3 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から交渉が不可能となった場合には、次点の者と交渉を行うものとする。

### (3) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 提案書等必要な書類に不備がある、又は提出日に遅れた者
- イ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ プレゼンテーションの実施に遅れた者
- エ 前記3 参加資格要件の各号の要件を満たしていないと判断される者
- オ 参加意思表明書を提出した者が審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

## 1.1 公募から契約締結までのスケジュール

令和5年10月16日（月）	公告
令和5年10月20日（金）	仕様書等交付依頼書提出日
令和5年10月27日（金）	質問書の提出期限
令和5年11月2日（木）	質問書の回答送付
令和5年11月10日（金）	プロポーザル参加表明書等の提出
令和5年11月17日（金）	資格を満たさないと判断した場合の連絡
令和5年11月22日（水）	提案書等提出日
令和5年11月30日（木）	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和5年12月5日（火）	最終選定結果の通知

## 1.2 その他（提案書に関する留意事項等）

- (1) 各提出書類（質問書含む）の持参・着信確認の電話等は代表事業者のみが行えるものとする。
- (2) 各提出書類（質問書含む）の提出は、定められた日時に行うものとする。
- (3) 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。
- (4) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (5) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は、提案者に返却しない。
- (7) 提出書類の受領後の差替えおよび再提出は認めない。
- (8) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。
- (9) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (10) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

## 1.3 事務局（提出書類等の提出場所）

〒475-8599

愛知県半田市東洋町2丁目29番地

半田市立半田病院 管理課 業務担当（新病院建設室）稲葉

電話 0569-22-9881（内線2114）

電子メール byouin@city.handa.lg.jp